

平成28年度

汐川前国有林外松くい虫防除事業及び
カシノナガキクイムシ防除事業

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 契約書（案）
- 2 事業内訳書
- 3 作業仕様書
- 4 作業位置図
- 5 契約情報の公表
- 6 入札者注意書

鳥取森林管理署

松くい虫防除事業及びカシノナガキクイムシ防除事業請負契約書（案）

- 1 事業名 汐川前国有林外松くい虫防除事業及び
カシノナガキクイムシ防除事業
- 2 事業場所 別添図面のとおり
- 3 事業量 別添事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結の日の翌日から
平成29年2月28日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別添事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額金 円也)

[注]「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に8/108を乗じて得た額である。

()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	部分払	回以内	第34条
×	前金払	分の 以内	第36条第1項
×	中間前金払		第36条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第39条

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の確認を受けること。
- (3) 伐倒木の持ち出しは禁止する。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成28年11月8日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 鳥取県鳥取市東町2丁目325
分任支出負担行為担当官
氏名 鳥取森林管理署長 竹井正治 印

請負者 住所
氏名
印

事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	国有林・林小班	記番	本数	材積	摘要
倉吉	樹幹注入 (松くい虫防除)	契約締結の日の翌日～ 平成29年2月28日	汐川前 613い	1	574本	—	別紙「樹幹注入対象木一覧表」のとおり
			計		574本		
鳥取	立木くん蒸・伐倒 (カシノナガキクイムシ駆除)	契約締結の日の翌日～ 平成29年2月28日	旧城山 1ろ	1	1本	0.55m ³	
			旧城山 1ぬ	2	2本	0.31m ³	
			旧城山 3は1	3	4本	1.70m ³	
			旧城山 4ろ	4	6本	3.89m ³	
			旧城山 4ほ	5	6本	3.05m ³	
			旧城山 6る2	6	1本	1.40m ³	
			計		20本	10.90m ³	

樹幹注入対象木一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名: _____

通しNo.	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	備考
			予定	実行	差引		
1	赤E361	22					
2	赤E362	28					
3	赤E363	34					
4	赤E364	30					
5	赤E365	36					
6	赤E366	30					
7	赤E367	18					
8	赤E368	12					
9	赤E369	28					
10	赤E370	48					
11	赤E371	14					
12	赤E372	24					
13	赤E373	12					
14	赤E374	12					
15	赤E375	32					
16	赤E376	16					
17	赤E377	16					
18	赤E378	42					
19	赤E379	20					
20	赤E380	12					
21	赤E381	56					
22	赤E382	16					
23	赤E383	22					
24	赤E384	20					
25	赤E385	24					
26	赤E386	22					
27	赤E387	30					
28	赤E388	16					
29	赤E389	26					
30	赤E390	14					
31	赤E391	28					
32	赤E392	26					
33	赤E393	22					
34	赤E394	26					
35	赤E395	26					
36	赤E396	24					
37	赤E397	24					
38	赤E398	18					
39	赤E399	26					
40	赤E400	22					
41	赤E401	28					
42	赤E402	28					
43	赤E403	26					
44	赤E404	24					
45	赤E405	28					
46	赤E406	24					
47	赤E407	20					
48	赤E408	36					
49	赤E409	32					
50	赤E410	32					
51	赤E411	34					
52	赤E412	20					
53	赤E413	24					
54	赤E414	26					
55	赤E415	22					
56	赤E416	16					
57	赤E417	30					
58	赤E418	22					
59	赤E419	52					

樹幹注入対象木一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名: _____

通しNo.	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	備考
			予定	実行	差引		
60	赤E420	46					
61	赤E421	30					
62	赤E422	48					
63	赤E423	32					
64	赤E424	26					
65	赤E425	18					
66	赤E426	32					
67	赤E427	22					
68	赤E428	26					
69	赤E429	22					
70	赤E430	30					
71	赤E431	28					
72	赤E432	32					
73	赤E433	28					
74	赤E434	30					
75	赤E435	14					
76	赤E436	34					
77	赤E437	18					
78	赤E438	30					
79	赤E439	22					
80	赤E440	26					
81	赤E441	12					
82	赤E442	20					
83	赤E443	10					
84	赤E444	30					
85	赤E445	20					
86	赤E446	30					
87	赤E447	16					
88	赤E448	24					
89	赤E449	12					
90	赤E450	12					
91	赤E451	12					
92	赤E452	26					
93	赤E453	36					
94	赤E454	22					
95	赤E455	26					
96	赤E456	32					
97	赤E457	22					
98	赤E458	18					
99	赤E459	22					
100	赤E460	36					
101	赤E461	26					
102	赤E462	18					
103	赤E463	30					
104	赤E464	18					
105	赤E465	44					
106	赤E466	14					
107	赤E467	32					
108	赤E468	18					
109	赤E469	24					
110	赤E470	38					
111	赤E471	36					
112	赤E472	30					
113	赤E473	32					
114	赤E474	44					
115	赤E475	26					
116	赤E476	42					
117	赤E477	30					
118	赤E478	28					

樹幹注入対象木一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名: _____

通しNo.	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	備考
			予定	実行	差引		
119	赤E479	22					
120	赤E480	24					
121	赤E481	30					
122	赤E482	22					
123	赤E483	18					
124	赤E484	28					
125	赤E485	20					
126	赤E486	14					
127	赤E487	24					
128	赤E488	30					
129	赤E489	16					
130	赤E490	22					
131	赤E491	26					
132	赤E492	32					
133	赤E493	12					
134	赤E494	16					
135	赤E495	32					
136	赤E496	28					
137	赤E497	12					
138	赤E498	16					
139	赤E499	30					
140	赤E500	22					
141	赤E501	28					
142	赤E502	34					
143	赤E503	14					
144	赤E504	28					
145	赤E505	26					
146	赤E506	16					
147	赤E507	36					
148	赤E508	26					
149	赤E509	30					
150	赤E510	20					
151	赤E511	20					
152	赤E512	30					
153	赤E513	16					
154	赤E514	24					
155	赤E515	22					
156	赤E516	20					
157	赤E517	12					
158	赤E518	30					
159	赤E519	30					
160	赤E520	28					
161	赤E521	26					
162	赤E522	24					
163	赤E523	34					
164	赤E524	16					
165	赤E525	34					
166	赤E526	26					
167	赤E527	22					
168	赤E528	20					
169	赤E529	26					
170	赤E530	26					
171	赤E531	30					
172	赤E532	44					
173	赤E533	12					
174	赤E534	38					
175	赤E535	58					
176	赤E536	22					
177	赤E537	10					

樹幹注入対象木一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名: _____

通しNo.	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	備考
			予定	実行	差引		
178	赤E538	34					
179	赤E539	28					
180	赤E540	40					
181	赤E541	28					
182	赤E542	42					
183	赤E543	14					
184	赤E544	34					
185	赤E545	24					
186	赤E546	30					
187	赤E547	30					
188	赤E548	30					
189	赤E549	16					
190	赤E550	26					
191	赤E551	34					
192	赤E552	10					
193	赤E553	26					
194	赤E554	32					
195	赤E555	24					
196	赤E556	16					
197	赤E557	32					
198	赤E558	24					
199	赤E559	22					
200	赤E560	20					
201	赤E561	28					
202	赤E562	16					
203	赤E563	28					
204	赤E564	24					
205	赤E565	20					
206	赤E566	14					
207	赤E567	26					
208	赤E568	26					
209	赤E569	30					
210	赤E570	20					
211	赤E571	30					
212	赤E572	34					
213	赤E573	18					
214	赤E574	14					
215	赤E575	36					
216	赤E576	24					
217	赤E577	32					
218	赤E578	26					
219	赤E579	22					
220	赤E580	26					
221	赤E581	32					
222	赤E582	30					
223	赤E583	36					
224	赤E584	18					
225	赤E585	24					
226	赤E586	34					
227	赤E587	24					
228	赤E588	22					
229	赤E589	28					
230	赤E590	32					
231	赤E591	24					
232	赤E592	24					
233	赤E593	30					
234	赤E594	34					
235	赤E595	30					
236	赤E596	30					

樹幹注入対象木一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名: _____

通しNo.	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	備考
			予定	実行	差引		
237	赤E597	24					
238	赤E598	28					
239	赤E599	32					
240	赤E600	18					
241	赤E601	30					
242	赤E602	32					
243	赤E603	28					
244	赤E604	16					
245	赤E605	16					
246	赤E606	28					
247	赤E607	30					
248	赤E608	32					
249	赤E609	30					
250	赤E610	26					
251	赤E611	34					
252	赤E612	32					
253	赤E613	28					
254	赤E614	24					
255	赤E615	22					
256	赤E616	24					
257	赤E617	32					
258	赤E618	32					
259	赤E619	26					
260	赤E620	26					
261	赤E621	34					
262	赤E622	24					
263	赤E623	18					
264	赤E624	30					
265	赤E625	18					
266	赤E626	36					
267	赤E627	22					
268	赤E628	24					
269	赤E629	14					
270	赤E630	28					
271	赤E631	22					
272	赤E632	22					
273	赤E633	16					
274	ピンク491	42					
275	ピンク492	24					
276	ピンク493	52					
277	ピンク494	50					
278	ピンク495	44					
279	ピンク496	44					
280	ピンク497	54					
281	ピンク498	52					
282	ピンク499	54					
283	ピンク500	44					
284	ピンク501	40					
285	ピンク502	18					
286	ピンク503	34					
287	ピンク504	22					
288	ピンク505	30					
289	ピンク506	36					
290	ピンク507	32					
291	ピンク508	24					
292	ピンク509	22					
293	ピンク510	14					
294	ピンク511	40					
295	ピンク512	26					

樹幹注入対象木一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名: _____

通しNo.	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	備考
			予定	実行	差引		
296	ピンク513	52					
297	ピンク514	24					
298	ピンク515	50					
299	ピンク516	32					
300	ピンク517	56					
301	ピンク518	38					
302	ピンク519	36					
303	ピンク520	36					
304	ピンク521	34					
305	ピンク522	44					
306	ピンク523	32					
307	ピンク524	42					
308	ピンク525	34					
309	ピンク526	58					
310	ピンク527	30					
311	ピンク528	62					
312	ピンク529	26					
313	ピンク530	18					
314	ピンク531	50					
315	ピンク532	52					
316	ピンク533	44					
317	ピンク534	32					
318	ピンク535	32					
319	ピンク536	56					
320	ピンク537	28					
321	ピンク538	24					
322	ピンク539	44					
323	ピンク540	48					
324	ピンク541	66					
325	ピンク542	54					
326	ピンク543	26					
327	ピンク544	18					
328	ピンク545	20					
329	ピンク546	38					
330	ピンク547	52					
331	ピンク548	22					
332	ピンク549	14					
333	ピンク550	24					
334	ピンク551	18					
335	ピンク552	38					
336	ピンク553	14					
337	ピンク554	18					
338	ピンク555	22					
339	ピンク556	26					
340	ピンク557	52					
341	ピンク558	26					
342	ピンク559	14					
343	ピンク560	20					
344	ピンク561	28					
345	ピンク562	20					
346	ピンク563	28					
347	ピンク564	30					
348	ピンク565	22					
349	ピンク566	20					
350	ピンク567	28					
351	ピンク568	24					
352	ピンク569	22					
353	ピンク570	18					
354	ピンク571	16					

樹幹注入対象木一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名: _____

通しNo.	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	備考
			予定	実行	差引		
355	ピンク572	26					
356	ピンク573	36					
357	ピンク574	26					
358	ピンク575	22					
359	ピンク576	26					
360	ピンク577	42					
361	ピンク578	62					
362	ピンク579	54					
363	ピンク580	48					
364	ピンク581	44					
365	ピンク582	40					
366	ピンク583	28					
367	ピンク584	30					
368	ピンク585	38					
369	ピンク586	40					
370	ピンク587	38					
371	ピンク588	32					
372	ピンク589	38					
373	ピンク590	54					
374	ピンク591	16					
375	ピンク592	30					
376	ピンク593	70					
377	ピンク594	24					
378	ピンク595	18					
379	ピンク596	20					
380	ピンク597	32					
381	ピンク598	32					
382	ピンク599	16					
383	ピンク600	46					
384	ピンク601	28					
385	ピンク602	30					
386	ピンク603	26					
387	ピンク604	36					
388	ピンク605	38					
389	ピンク606	26					
390	ピンク607	30					
391	ピンク608	34					
392	ピンク609	30					
393	ピンク610	38					
394	ピンク611	46					
395	ピンク612	42					
396	ピンク613	24					
397	ピンク614	42					
398	ピンク615	30					
399	ピンク616	42					
400	ピンク617	34					
401	ピンク618	48					
402	ピンク619	26					
403	ピンク620	24					
404	ピンク621	38					
405	ピンク622	46					
406	ピンク623	20					
407	ピンク624	34					
408	ピンク625	24					
409	ピンク626	38					
410	ピンク627	26					
411	ピンク628	30					
412	ピンク629	28					
413	ピンク630	24					

樹幹注入対象木一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名: _____

通しNo.	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	備考
			予定	実行	差引		
414	ピンク631	20					
415	ピンク632	26					
416	ピンク633	44					
417	ピンク634	40					
418	ピンク635	18					
419	ピンク636	50					
420	ピンク637	64					
421	ピンク638	44					
422	ピンク639	30					
423	ピンク640	60					
424	ピンク641	52					
425	ピンク642	64					
426	ピンク643	26					
427	ピンク644	26					
428	ピンク645	22					
429	ピンク646	28					
430	ピンク647	48					
431	ピンク648	46					
432	ピンク649	44					
433	ピンク650	48					
434	ピンク651	34					
435	ピンク652	38					
436	ピンク653	30					
437	ピンク654	54					
438	ピンク655	22					
439	ピンク656	40					
440	ピンク657	30					
441	ピンク658	30					
442	ピンク659	36					
443	ピンク660	36					
444	ピンク661	22					
445	ピンク662	32					
446	ピンク663	64					
447	ピンク664	46					
448	ピンク665	20					
449	ピンク666	28					
450	ピンク667	26					
451	ピンク668	14					
452	ピンク669	12					
453	ピンク670	30					
454	ピンク671	26					
455	ピンク672	22					
456	ピンク673	22					
457	ピンク674	48					
458	ピンク675	38					
459	ピンク676	48					
460	ピンク677	38					
461	ピンク678	36					
462	ピンク679	24					
463	ピンク680	26					
464	ピンク681	14					
465	ピンク682	28					
466	ピンク683	12					
467	ピンク684	40					
468	ピンク685	34					
469	ピンク686	18					
470	ピンク687	28					
471	ピンク688	42					
472	ピンク689	34					

樹幹注入対象木一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名: _____

通しNo.	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	備考
			予定	実行	差引		
473	ピンク690	32					
474	ピンク691	32					
475	ピンク692	20					
476	ピンク693	34					
477	ピンク694	22					
478	ピンク695	22					
479	ピンク696	26					
480	ピンク697	22					
481	ピンク698	24					
482	ピンク699	40					
483	ピンク700	36					
484	ピンク701	28					
485	ピンク702	26					
486	ピンク703	28					
487	ピンク704	26					
488	ピンク705	22					
489	ピンク706	30					
490	ピンク707	24					
491	ピンク708	26					
492	ピンク709	22					
493	ピンク710	30					
494	ピンク711	38					
495	ピンク712	48					
496	ピンク713	32					
497	ピンク714	46					
498	ピンク715	30					
499	ピンク716	44					
500	ピンク717	16					
501	ピンク718	20					
502	ピンク719	22					
503	ピンク720	60					
504	ピンク721	24					
505	ピンク722	38					
506	ピンク723	22					
507	ピンク724	28					
508	ピンク725	34					
509	ピンク726	34					
510	ピンク727	24					
511	ピンク728	48					
512	ピンク729	20					
513	ピンク730	12					
514	ピンク731	18					
515	ピンク732	22					
516	ピンク733	26					
517	ピンク734	28					
518	ピンク735	28					
519	ピンク736	20					
520	ピンク737	26					
521	ピンク738	18					
522	ピンク739	32					
523	ピンク740	46					
524	ピンク741	48					
525	ピンク742	26					
526	ピンク743	18					
527	ピンク744	42					
528	ピンク745	16					
529	ピンク746	22					
530	ピンク747	22					
531	ピンク748	16					

樹幹注入対象木一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名: _____

通しNo.	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	備考
			予定	実行	差引		
532	ピンク749	42					
533	ピンク750	34					
534	ピンク751	26					
535	ピンク752	60					
536	ピンク753	58					
537	ピンク754	24					
538	ピンク755	46					
539	ピンク756	12					
540	ピンク757	42					
541	ピンク758	46					
542	ピンク759	32					
543	ピンク760	30					
544	ピンク761	30					
545	ピンク762	22					
546	ピンク763	12					
547	ピンク764	22					
548	ピンク765	32					
549	ピンク766	22					
550	ピンク767	24					
551	ピンク768	18					
552	ピンク769	34					
553	ピンク770	26					
554	ピンク771	28					
555	ピンク772	12					
556	ピンク773	24					
557	ピンク774	30					
558	ピンク775	22					
559	ピンク776	14					
560	ピンク777	22					
561	ピンク778	22					
562	ピンク779	28					
563	ピンク780	40					
564	ピンク781	32					
565	ピンク782	22					
566	ピンク783	32					
567	ピンク784	20					
568	ピンク785	14					
569	ピンク786	30					
570	ピンク787	24					
571	ピンク788	20					
572	ピンク789	26					
573	ピンク790	30					
574	ピンク791	18					

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

樹幹注入仕様書

- 1 注入対象木の標示を十分確認すること。
- 2 注入薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 3 注入に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。なお、監督職員の立会がなかった場合は注入後速やかに監督職員に届け出て、注入の確認を受けること。

樹幹注入作業特記仕様書

(対象木)

1. 対象木は、ナンバーテープにより表示している。
2. 対象木であっても、施工までの間に枯死したマツ又は穿孔したときに樹脂の漏出異常が認められたマツについては注入処理を中止し、監督職員の指示を受けること。

(注入作業)

3. 薬剤の使用に当たっては、その使用方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し、安全かつ適正な使用に努めること。
4. 使用する薬剤の適用病害虫名と使用方法を記した表において、薬剤の使用量に幅がある場合は標準量を採用すること。
5. 乙は樹幹注入作業に着手するまでに、樹幹注入対象木一覧表に前項で算定した予定使用量を記載し、監督職員の確認を受けること。
6. 乙は作業員の施工技術の向上を図るため、樹幹注入作業に着手するまでに、樹木医、松保護士又は使用する薬剤メーカーの技術者などの専門家を講師とした施工技術講習会を、現地において従事する作業員全員を対象に実施すること。
7. 施工に当たり、対象木が標準的かつ正常なマツである場合は上記4の使用量とするが、老齢木や胸高直径に対して樹高が相対的に高いマツなど樹木の状態により使用量を調整する必要があるものは、適切に使用量を増減させること。なお、その場合は事前に監督職員の確認を受けること。
8. 使用する薬剤の注入作業手順書等に基づき、適切なドリルの直径、穿孔位置、深さ（粗皮を除く。）や角度等を確認のうえ、適切に施工すること。特に、穿孔深さの不足による薬液漏れ等が発生しないように注意すること。
9. 薬剤注入後は、雨水や腐朽菌の侵入を防止するため、殺菌癒合剤又はコルクで注入孔を塞ぐこと。
10. 樹幹注入を施工したマツには、注入年度、月日、薬剤本数、薬剤名を明確に記入したラベルを、確認しやすい箇所に取り付けること。なお、記載にあたっては、退色の少ない筆記具を使用すること。
11. 作業は原則として晴天時の日中に行うものとし、降雨時や降雨直後は実施しないこと。
12. 加圧注入用機材を使用する場合は、当該機材の取扱説明書等に従い適切に使用すること。
13. 薬剤注入後は、薬剤容器等を速やかに撤収するとともに、環境に影響が出ないよう産業廃棄物として適切に廃棄処分すること。また、その処理を証明する書類（マニフェスト等）を提出すること。

14. 樹幹注入の施工に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めると。なお、監督職員の立会がなかった場合は施工後速やかに監督職員に届け出て確認を受けること。

15. 施工の都度、樹幹注入対象木一覧表に必要事項を記入すること。また、事業日報には作業日ごとに薬剤の使用量及び処理数量（本数）を記入すること。これらの書類は、監督職員から提示を求められたときは遅滞なく提示すると共に、事業終了後に作業記録報告書（別紙様式1）の添付書類として甲に提出すること。

（安全衛生）

16. 薬剤の注入作業中は露出部を少なくするため、保安帽、手袋、マスク等の保護具を着用するとともに、薬剤が皮膚についた場合や作業終了時は石けんでよく洗浄すること。

（その他）

17. その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

樹幹注入薬剤購入仕様書

1 購入薬剤

- | | | |
|-----|--------|---------------------|
| (1) | 農薬の用途 | 松くい虫 樹幹注入剤 |
| (2) | 人畜毒性 | 普通物 |
| (3) | 魚毒性 | A類 |
| (4) | 適用木名 | マツ生立木 |
| (5) | 適用病虫害名 | マツノザイセンチュウ |
| (6) | 薬剤数量 | 注入対象数量から算出した量であること。 |
| (7) | 薬効期間 | 5年以上 |

2 注入対象数量 574本

3 注意事項

- (1) 農薬登録済みの薬剤及び上記の品質・特性を有した有効期限内の物品を購入すること
- (2) 薬剤は監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書(写)を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤の輸送にあつたては、容器の破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) その他必要事項については監督員の指示によること。

カシノナガキクイムシ駆除（立木くん蒸処理）仕様書

- 1 被害木の標示を十分確認すること。（ナンバーテープ及び白テープ環状一線巻きで標示）
- 2 薬剤の使用に当たっては、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 3 薬剤処理に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。なお、監督職員の立会がなかった場合は処理後速やかに監督職員に届け出て確認を受けること。
- 4 降雨中、降雨直後及び薬剤注入直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、薬剤注入を行わないこと。
- 5 薬剤処理の期間中は、第三者に事故等で損害を与えることのないよう、被害木及び駆除事業箇所への進入路入口等における薬剤使用告知並びに立入規制の警告看板やバリケード設置等の安全対策措置を講じなければならない。
- 6 薬剤注入後は、薬剤容器等を速やかに撤収するとともに、環境に影響が出ないよう産業廃棄物として適切に廃棄処分すること。また、その処理を証明する書類（マニフェスト等）を提出すること。
- 7 請負者は、事業日報に、薬剤の使用量並びに処理数量（材積）を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式1の作業記録報告書を森林管理署長（監督職員経由）に提出すること。
- 8 請負者は、薬剤の使用を予定している最初の日までに、「農薬使用計画書」を最寄の農政局（鳥取支局）に提出すること。

〔薬剤注入処理方法〕

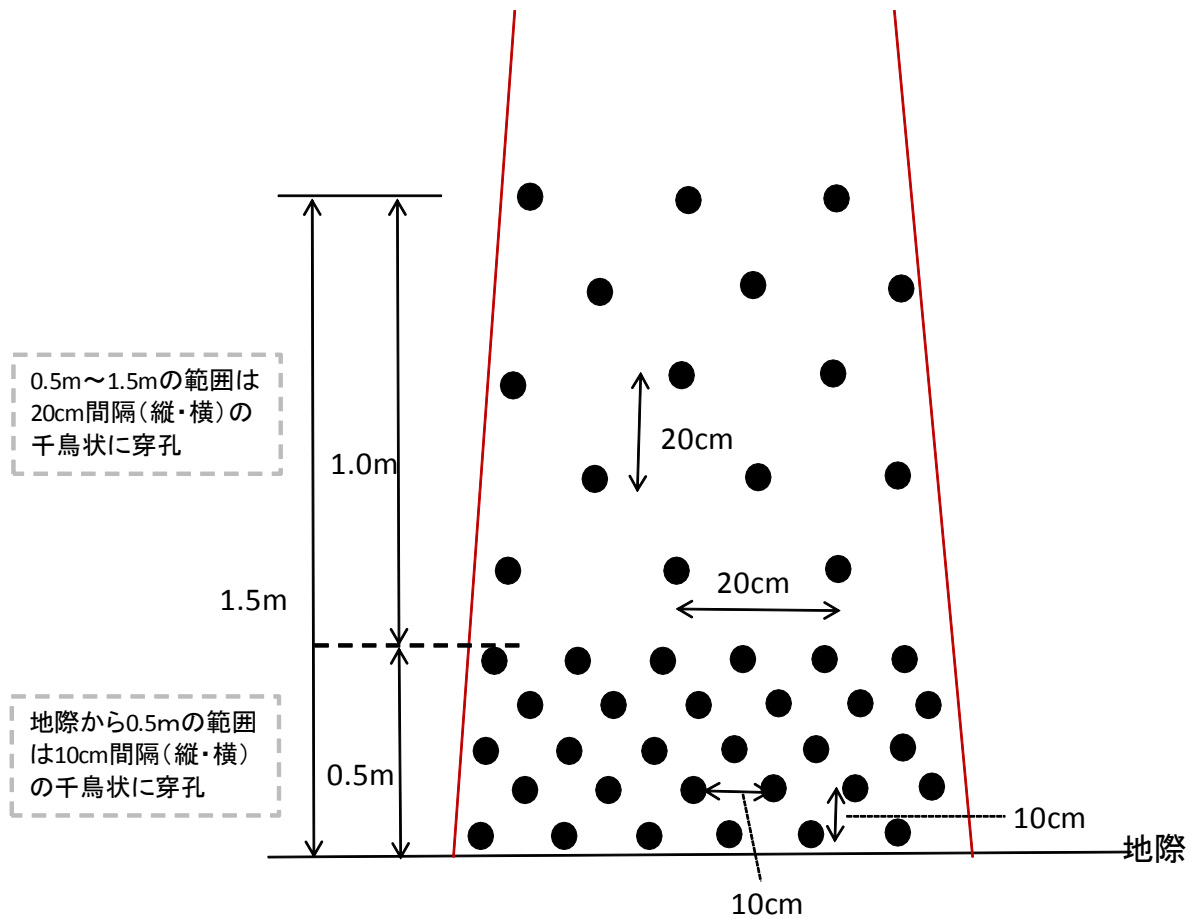
- 9 薬剤注入孔は、ドリルで下向き斜め約45度の方向に、深さ約50mm、直径約10mmとし、地際から0.5mの範囲では10cm間隔（縦・横）、0.5m～1.5mでは20cm間隔（縦・横）の千鳥状に開ける（別図参照）。
- 10 薬剤はNCSくん蒸剤を原液で使用し、地際から樹幹上部の順に各注入孔に原液4mlを基準として薬剤を注入する

〔伐倒〕

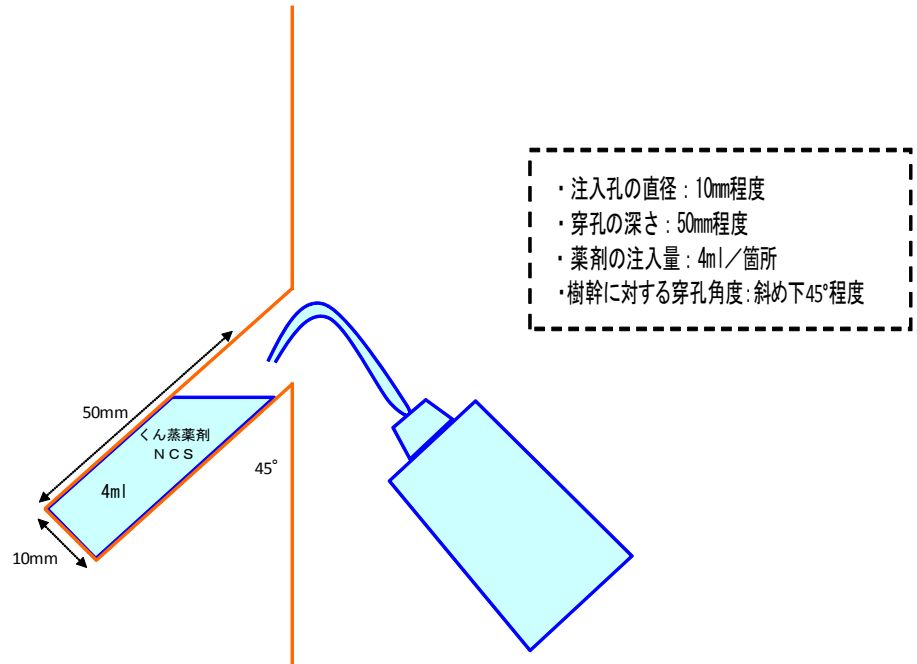
- 11 薬剤処理木を伐倒する場合は、薬剤が樹体に完全に浸透した後（薬剤注入後5日間程度）に実施すること。
- 12 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため沢等への伐倒は避けること。
- 13 伐倒にあたってはかかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。また、道沿いで伐倒を行うときは、誘導員を配置し、安全に伐倒出来るよう必要な措置を講ずること。
- 14 伐倒木は作業地に応じ、樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りすること。

[別図]

薬剤注入孔配置図



薬剤注入孔断面図



カシノナガキクイムシ駆除（立木・伐倒くん蒸処理）
薬剤等購入仕様書

1 購入薬剤

- ① 農薬の用途 カシノナガキクイムシ駆除用薬剤（くん蒸）
- ② 農薬の種類 カーバム材
- ③ 適用木名 カシ・ナラ・シイ（枯損木）
- ④ 適用病虫害名 カシノナガキクイムシ
- ⑤ 薬剤数量 8ℓ

2 注意事項

- (1) 農薬登録済みの薬剤及び上記の品質・特性を有した有効期限内の物品を購入すること。
- (2) 薬材・材料は監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書（写）を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤・材料の輸送にあつたては、破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) その他必要事項については監督員の指示によること。

平成 年 月 日

監督職員 殿

請負者 住所

氏名 印

使用材料承認願

平成 年 月 日に請負契約を締結した汐川前国有林外松くい虫防除事業及びカシノナガキクイムシ防除事業について、下記材料を使用しますので承認願います。

記

購入品	メーカー又は販売店	規格

分任支出負担行為担当官
鳥取森林管理署長 竹井正治 殿

報告者 住所
氏名

作業記録報告書

平成 年 月 日に契約締結した汐川前国有林外松くい虫防除事業及びカシノナガキクイムシ防除事業について、作業を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 契約に定める駆除作業の内容 (カシノナガキクイムシ駆除作業)
- 2 作業記録

作業の内容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	駆除実施者	摘要
樹幹注入						
被害木のくん蒸 (立木くん蒸)						
被害木の伐倒						

- (注) 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。
2 駆除実施者欄は報告者が行った場合のみ記入する。
3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。
4 摘要欄には、薬剤散布に監督職員が一部又は全部立会いした年月日等、参考事項を記入する。

請負事業事故報告書

平成 年 月 日

監督職員 殿

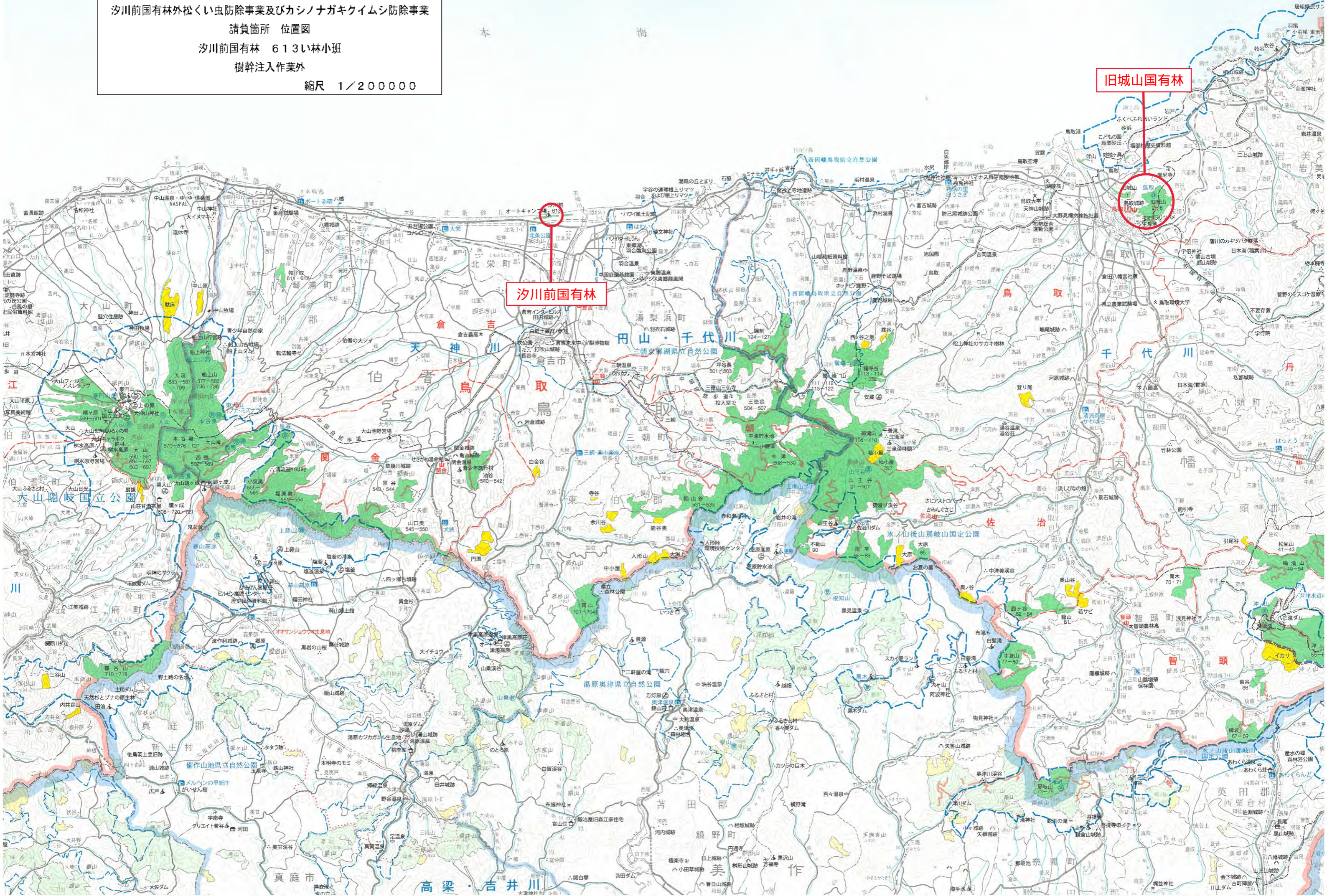
請負者

現場代理人

事業名							事業場所		
発生日時	平成 年 月 日(曜日) 時 分					天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。								
被害状況	人的被害・物的被害を記載								
被災者	氏名		生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職業		
	連絡先						経験年数		
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所		
今後の対策									
所見・状況									

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

平成28年度
 汐川前国有林外松くい虫防除事業及びカシノナガキイムシ防除事業
 請負箇所 位置図
 汐川前国有林 613い林小班
 樹幹注入作業外
 縮尺 1/200000



汐川前国有林

旧城山国有林

平成28年度
 汐川前国有林外松くい虫防除事業及びカシノナガキクイムシ防除事業
 請負箇所 位置図
 汐川前国有林 613い林小班
 樹幹注入作業

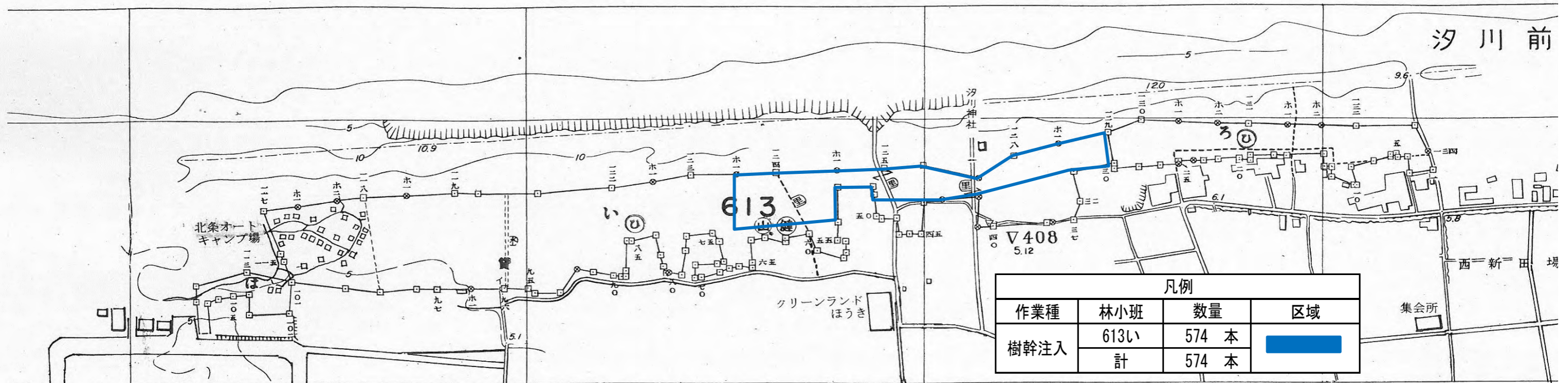
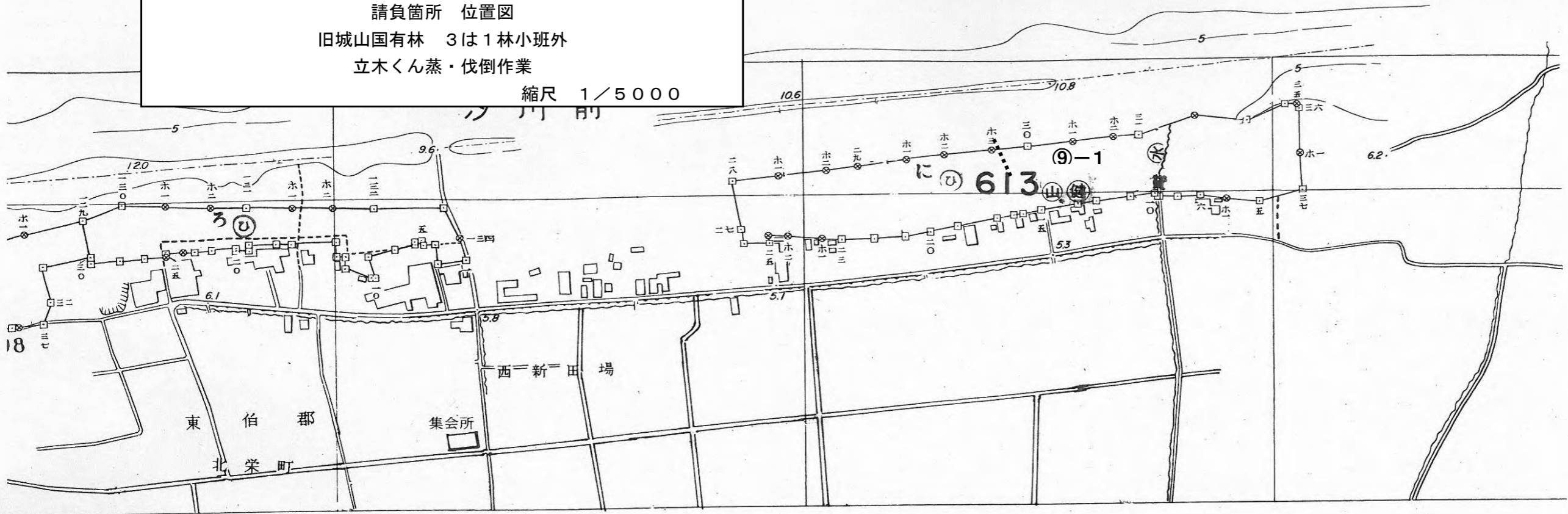
縮尺 1/20000

画区
 画区
 十画図

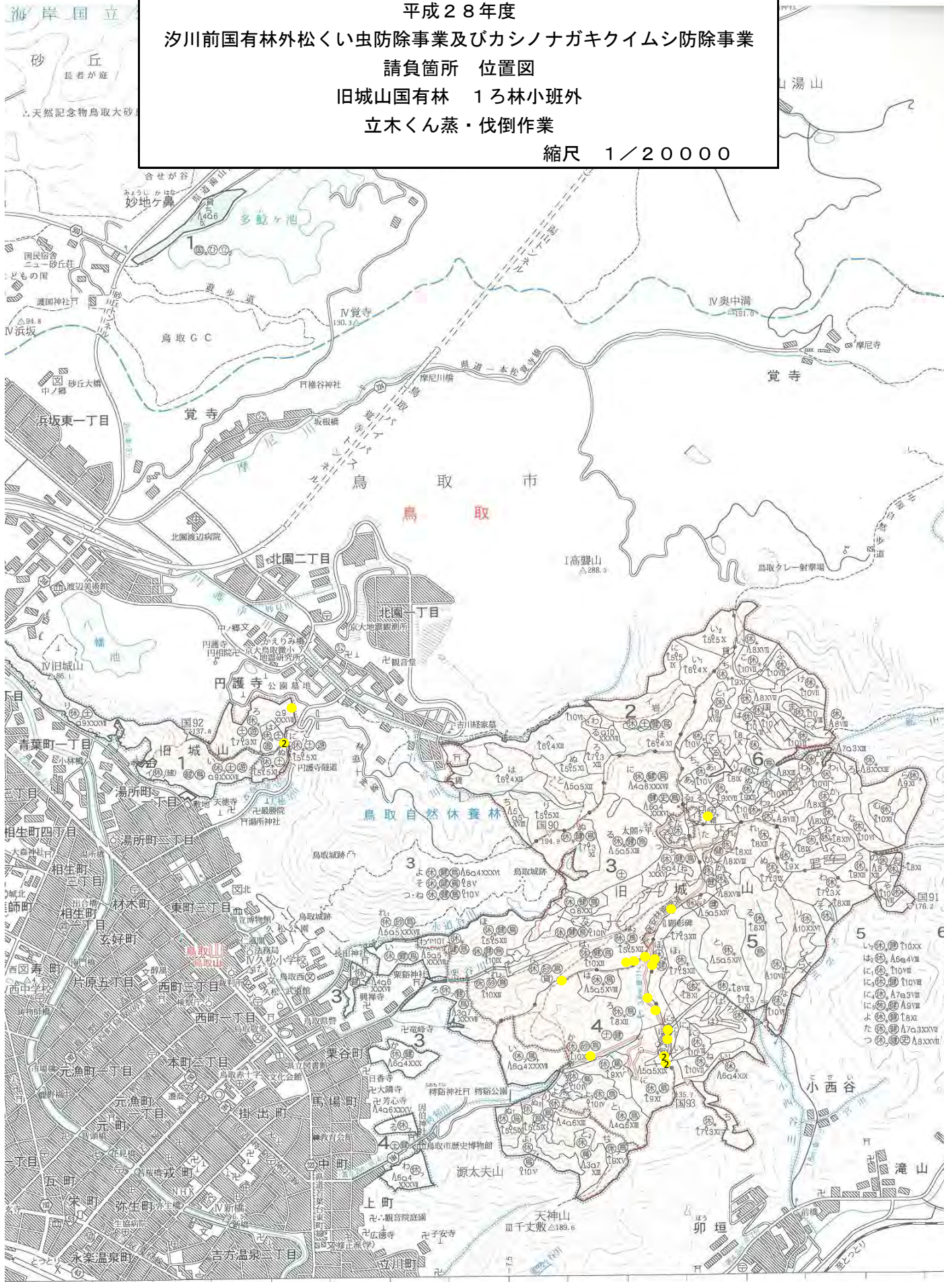
定寸
 画



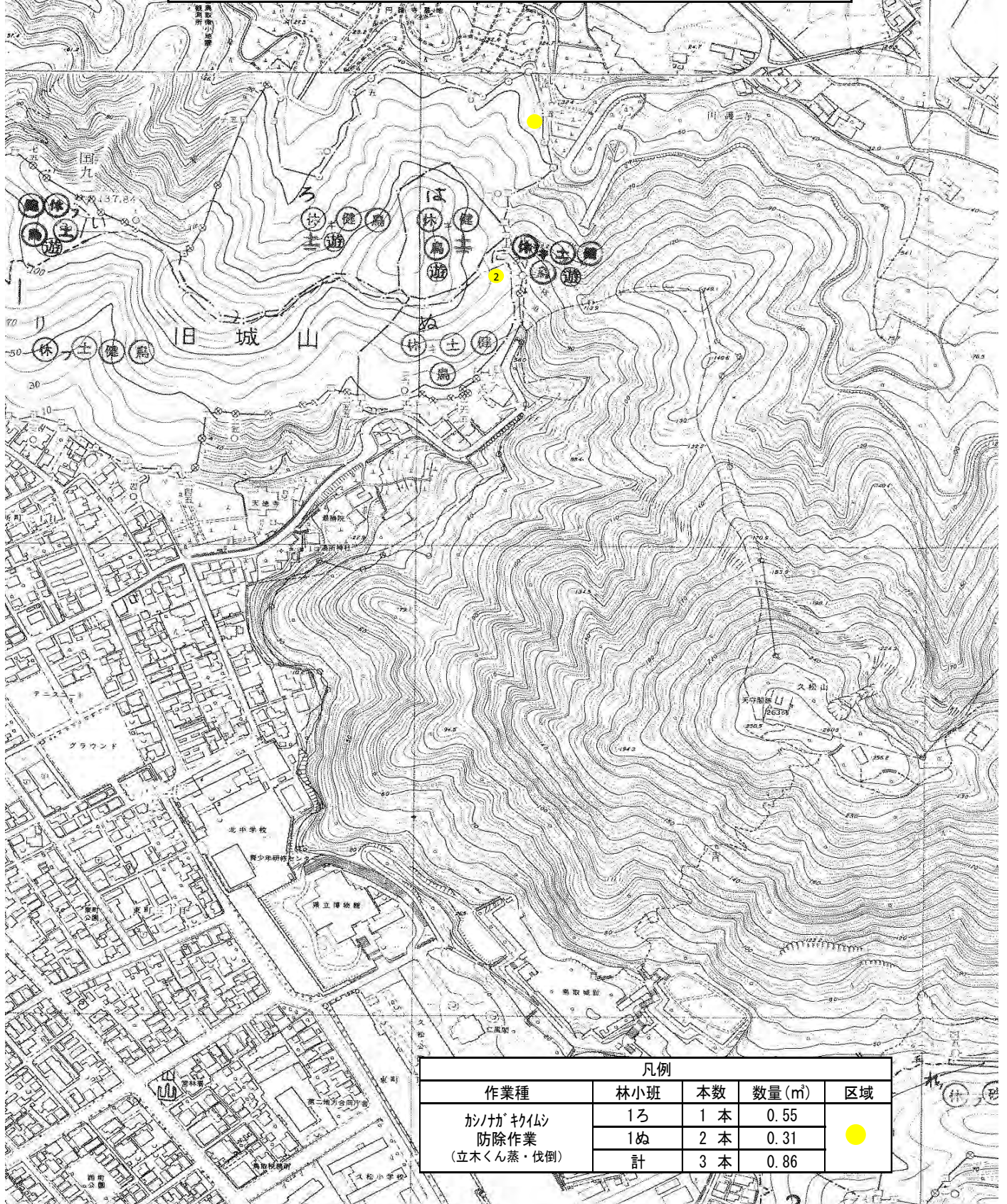
平成28年度
 汐川前国有林外松くい虫防除事業及びカシノナガキクイムシ防除事業
 請負箇所 位置図
 旧城山国有林 3は1林小班外
 立木くん蒸・伐倒作業
 縮尺 1/5000



平成28年度
 汐川前国有林外松くい虫防除事業及びカシノナガキクイムシ防除事業
 請負箇所 位置図
 旧城山国有林 1ろ林小班外
 立木くん蒸・伐倒作業
 縮尺 1/20000

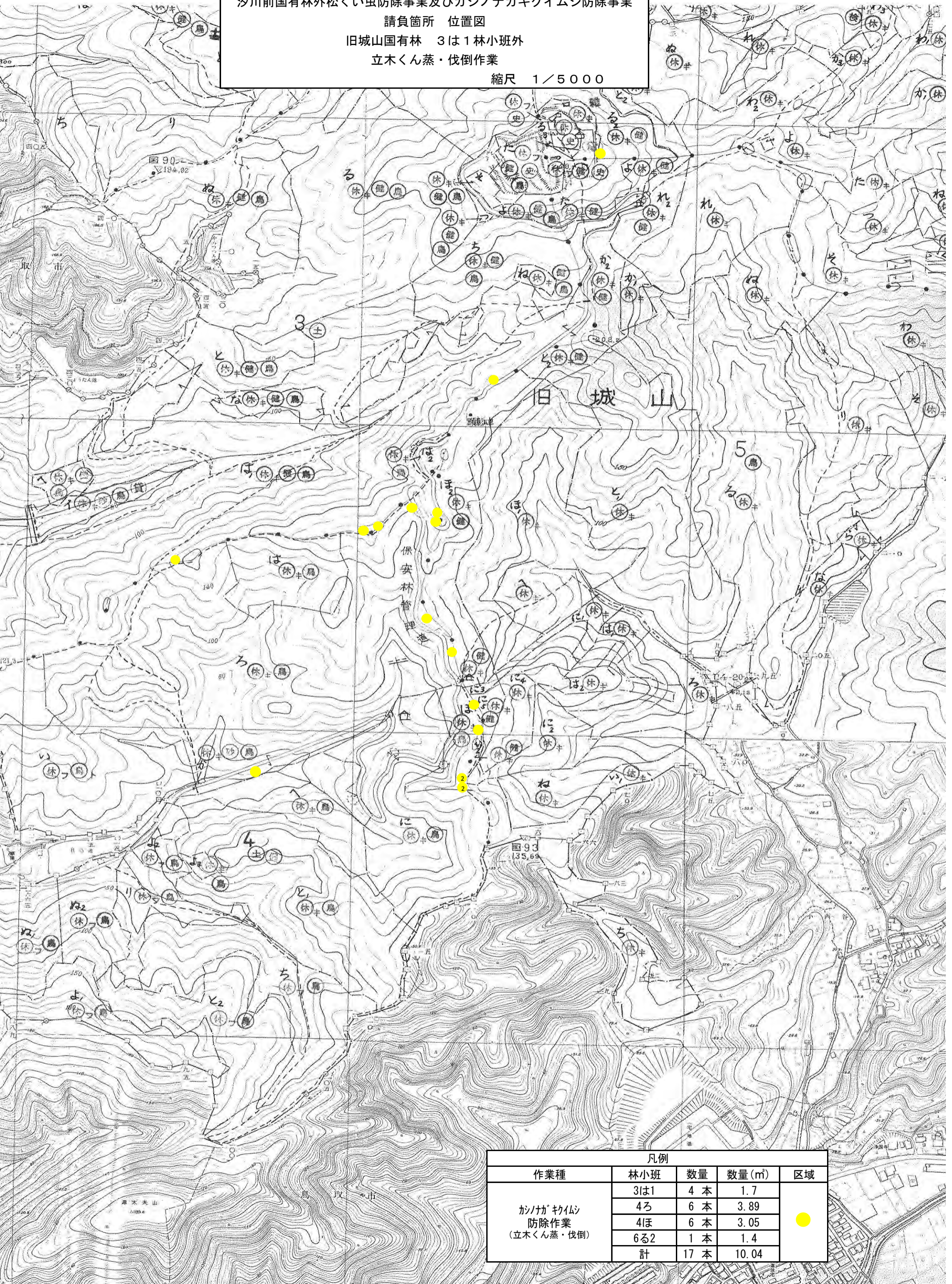


平成28年度
 汐川前国有林外松くい虫防除事業及びカシノナガキクイムシ防除事業
 請負箇所 位置図
 旧城山国有林 1ろ林小班外
 立木くん蒸・伐倒作業
 縮尺 1/5000



凡例				
作業種	林小班	本数	数量(m)	区域
カシノナガキクイムシ 防除作業 (立木くん蒸・伐倒)	1ろ	1本	0.55	●
	1ぬ	2本	0.31	
	計	3本	0.86	

平成28年度
 汐川前国有林外松くい虫防除事業及びカシノナガキイムシ防除事業
 請負箇所 位置図
 旧城山国有林 3は1林小班外
 立木くん蒸・伐倒作業
 縮尺 1/5000



凡例				
作業種	林小班	数量	数量(m ²)	区域
カシノナガキイムシ 防除作業 (立木くん蒸・伐倒)	3は1	4本	1.7	●
	4ろ	6本	3.89	
	4ほ	6本	3.05	
	6る2	1本	1.4	
	計	17本	10.04	

(別紙)契約情報の公表

平成28年度 請負事業の契約条件等

事業名: 汐川前国有林外松くい虫防除事業及びカシノナガキクイムシ防除事業

鳥取森林管理署

作業種	国有林 (官行造林地)	林小班	実行数量		作業期間	林分条件		作業条件				備考
			本	m ³		傾斜	植生状況	作業手段 (人力・機械)	通勤距離 (片道・km)	通勤時間 (往復・分)	人員輸送起点	
樹幹注入 (松くい虫防除)	汐川前	613い	574本	—	契約締結の日の翌日 ～ 平成29年2月28日	緩	中	人力・機械併用	3.8	17 (内徒歩2分)	北栄町北条庁舎	
	計		574本									
立木くん蒸、伐倒 (カシノナガキクイムシ駆除)	旧城山	1ろ	1本	0.55m ³	契約締結の日の翌日 ～ 平成29年2月28日	中	少	人力・機械併用	2.5	22 (内徒歩6分)	鳥取市役所	
	旧城山	1ぬ	2本	0.31m ³	契約締結の日の翌日 ～ 平成29年2月28日	中	少	人力・機械併用	1.5	21 (内徒歩9分)	鳥取市役所	
	旧城山	3は1	4本	1.70m ³	契約締結の日の翌日 ～ 平成29年2月28日	中	少	人力・機械併用	3.1	19 (内徒歩3分)	鳥取市役所	
	旧城山	4ろ	6本	3.89m ³	契約締結の日の翌日 ～ 平成29年2月28日	中	中	人力・機械併用	2.8	16 (内徒歩1分)	鳥取市役所	
	旧城山	4ほ	6本	3.05m ³	契約締結の日の翌日 ～ 平成29年2月28日	中	中	人力・機械併用	2.7	20 (内徒歩6分)	鳥取市役所	
	旧城山	6る2	1本	1.40m ³	契約締結の日の翌日 ～ 平成29年2月28日	中	少	人力・機械併用	5.1	32 (内徒歩4分)	鳥取市役所	
	計			20本	10.90m ³							

入札者注意書

入札参加者は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 代理人に入札をさせようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
8. 代理人が入札をするときは、入札書に代理人である旨を明記すること。
9. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
10. 入札締め切り時刻を過ぎて提出した入札書は、受理しない。
11. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
12. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - ① 入札参加資格のない者のした入札。
 - ② 入札物件番号・入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ③ 入札書に入札者の記名押印のないもの。
 - ④ 郵便入札にあっては、郵便入札書が定められた入札の締切時刻までにその場所に到達しなかったもの。
 - ⑤ 事業内訳書の提出がないもの。
 - ⑥ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札。
13. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
14. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
15. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、当発注機関の指定した職員を立ち会わせて開札する。この場合、入札者は異議の申し立てはできない。

16. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。
17. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
18. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
19. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
20. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
21. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
22. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
23. 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
24. 入札を辞退した者はこれを理由として、以降の競争参加資格の審査等について、不利益な取扱いを受けることはない。
25. 入札者が入札を辞退するときは、入札執行前にあつては、入札辞退届を持参又は郵送（配達記録が残るものに限る。）により、入札執行前に提出すること。

また、入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出すること。
26. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。